平成２４年（フ）第１７０号
長野県松本市寿台８丁目５番12号
債務者　巣山　嘉彦
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩野　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２１０号
奈良県磯城郡田原本町大字秦庄432番地の７201
債務者　光谷　公一
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　郷原　章裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第７６６号
札幌市白石区菊水１条４丁目４番15―403号
債務者　岩渕　絵美（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川北　映輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
岐阜県可児市広見2346番地１川島ハイツ405
債務者　町田　　勝
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井田吉史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第５５号
岐阜県可児市広見2346番地１川島ハイツ405
債務者　町田　純代
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井田吉史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２８５号
埼玉県羽生市大字下手子林956番地20
債務者　藤田　光永
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３４２号
大分市下郡東１丁目８番10―105号　サニーコート野崎
債務者　安部　礼史
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井田　雅貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６２号
名古屋市中村区砂田町２丁目24番地　メゾンシャルマン301号、従前の住所愛知県知多市岡田字久平33番地の２
債務者　岩下業務店こと　岩下　忠明
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７６号
静岡市葵区古庄５丁目22番11号、旧住所静岡市葵区古庄６丁目４番17―206号
債務者　須田　義明
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　智裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７号
高知県四万十市中村東町１丁目11番21号
債務者　前田　治俊
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　訓生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第２４８号
愛知県一宮市八幡１丁目５番22号　ロックハイツ一宮201号
債務者　鷲津　秀樹
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７０２号
静岡県藤枝市中ノ合216番地の１
債務者　有田　政夫
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　友朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２号
高知県土佐清水市足摺岬535番地
債務者　永野　金也
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　章雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
高知地方裁判所中村支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５４０号
仙台市太白区東中田２丁目11番18号　フェリーチェ南仙台Ａ棟102
債務者　椿松　　康
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１８号
函館市北美原３丁目27番７号
債務者　高橋　慶子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３０号
岩手県一関市赤荻字月町２番地１　スティタス89・201、前住所岩手県一関市花泉町花泉字原22番地１
債務者　佐藤　尚亨
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第１８７号
奈良県橿原市中曽司町419番地の５
債務者　佐野　祐哉
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係